

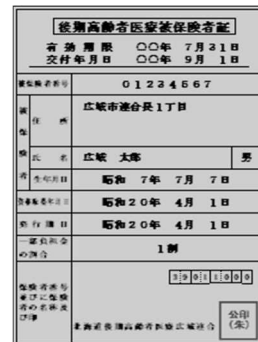
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 窓口負担割合の見直しに伴う  
保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

## ■保険証が新しくなります（黄色→橙色）

現在、ご使用の黄色の保険証（7月に郵送した保険証）の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、9月中に新しい保険証（橙色）を郵送しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も保険証が新しくなります。



○新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」は有効期限が令和5年7月31日までのため、今回は交付しません。7月に郵送しました認定証を引き続きご使用ください。

## ■一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

👉 2割負担者の判定は裏面をご覧ください。

## ■窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは…

◆北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601

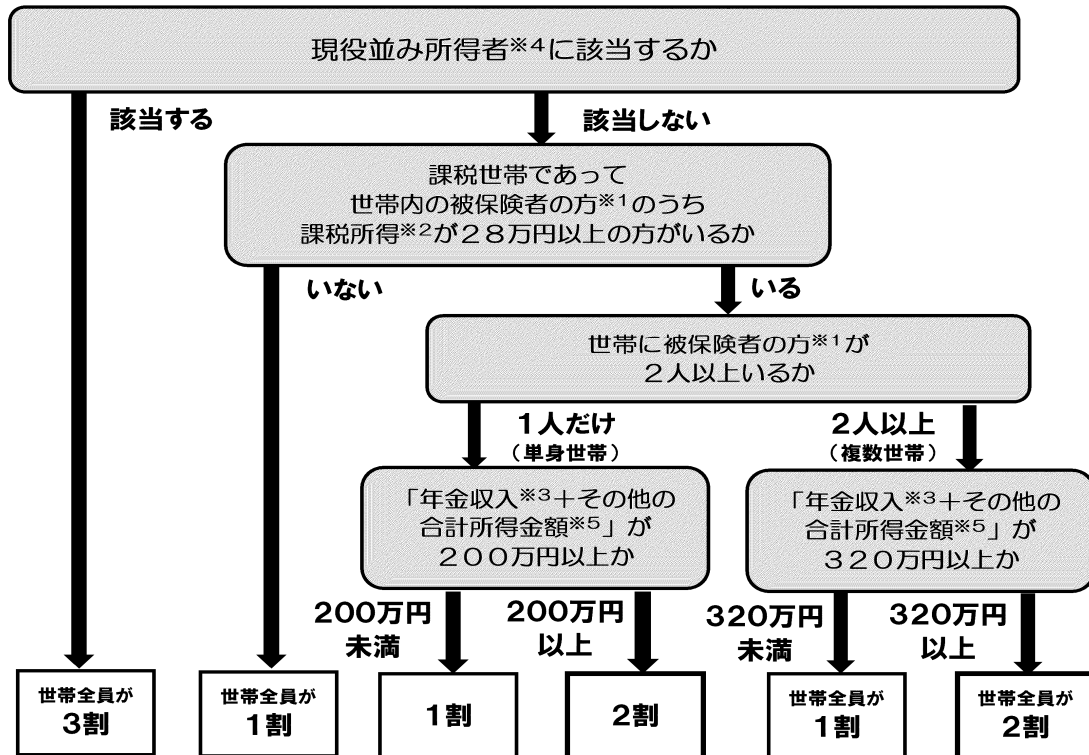
◆新冠町役場保健福祉課 電話 0146-47-2113(直通)

◆厚生労働省コールセンター 電話 0120-002-719

# ■窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、以下の 流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者の被保険者の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。

なお、住民税非課税世帯の方は1割負担となります。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」に遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

## 〈お問い合わせ先〉

### ■北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
【電話】011-290-5601

### ■新冠町役場 保健福祉課

【住所】〒059-2492  
新冠町字北星町3番地の2  
担当係：国保後期高齢者医療係  
【電話】0146-47-2113